

健康づくり及び災害対策における連携協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、健康づくり及び災害対策における連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携のもと、甲の健康づくり及び災害対策の推進と乙の社会貢献活動の推進を図ることを目的とする。

（連携協力する事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業について連携協力する。

- (1) 健康づくり（熱中症、メタボリックシンドローム予防等）に関する事業
- (2) 災害対策（災害発生時における食糧及び飲料水の提供等）に関する事業
- (3) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

（連携協力の内容）

第3条 前条に規定する事業の実施については、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙に対して、健康づくりを目的とした各種事業（以下「本事業」という。）における協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- (2) 乙は、甲から要請を受けた本事業を社会貢献活動の場として活用し、甲に対して協力の要請をすることができ、甲はこの要請に対して本事業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- (3) 災害対策においては、尾張旭市内に震度5弱以上の地震又はこれと同等程度の災害が発生した場合において、乙が市内に設置した緊急時解放備蓄型自販機の機内在庫等の製品を甲に無償で提供するものとする。
- (4) 甲は、本事業の実施に乙の協力があることを市民に周知するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲又は乙は、特に必要と認めて要請する事項について、支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（協力要請）

第4条 甲及び乙は、前条の要請を行う場合、本事業の目的等を個別具体的に明示した任意の文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（データ等の収集及び提供）

第5条 甲及び乙は、本事業の成果について、市民等に対して実施するアンケート等により意見を収集することができる。

2 甲が乙に対して、アンケート等の結果を提供する場合、個人が特定できる情報は削除した上で行うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、本事業が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

（商品の提供及び販売）

第8条 乙は、本事業を実施する会場において、宣伝を目的として、乙が取り扱う商品を市民等に提供することができる。また、甲が必要と認めた場合には、会場内で販売することもできる。

2 甲は、乙から商品の提供があったときには、市民等にその旨を周知しなければならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度双方が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに双方の協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第11条 この協定の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡をして変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

（協定の解除）

第12条 この協定を継続できない事情が発生したときは、両者協議の上、協定を解約することができる。

（雑則）

第13条 平成26年7月7日付けで甲及び乙が締結した健康づくり及び災害対策における連携協力に関する協定は、この協定の発効をもって終了するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和元年7月1日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市

代表者 尾張旭市長 森 和 実



乙

名古屋市中区丸の内三丁目13番21号
大塚製薬株式会社
支店長 井 上 務

